

令和5年10月
診療分から

米原市では 高校生世代まで 医療費助成を拡大 !!



米原市に住民票がある

助成対象者

小学生・中学生・高校生世代の人。

(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

※所得制限はなく、高校等に通っていない方も対象となります。

※障がい者、ひとり親家庭の福祉医療費助成や生活保護を受けている場合は除きます。

助成内容

医療費の自己負担分(全額)を助成します。

※ただし、保険適用外の医療(予防接種、健康診査、差額ベット代等)、入院時の食事費用、診断書作成料、特定医療費等は対象外となります。

受給券

助成を受けるためには申請が必要です。

対象の方には、8月に受給券の交付申請書を送付しますので、郵送にて申請が可能です。9月中旬より順次、受給券を交付します。

※申請書提出時に、加入されている保険証のコピーを添付してください。

その他

現在小学1年生から中学3年生のお子さまは、現在の有効期限到達前に、有効期限を18歳に達する日以降の最初の3月31日まで延長した受給券を交付します。



お問合せ
ご相談は

米原市役所本庁舎1階 市民部市民保険課 福祉医療担当

電話：0749-53-5114 FAX：0749-53-5118

